

農林水産省委託

令和２年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業
東南アジア諸国におけるグローバル・フードバリューチェーン構築
推進プランの促進

ベトナムにおける農産物・食品の規格・認証制度の
活用促進（食品安全マネジメントシステム）

調査報告書

令和３年３月

株式会社国際開発センター
（協力機関：海外貨物検査株式会社）

目 次

目 次	i
図表目次	ii
略語一覧	iii
はじめに	1
■調査の概要	4
1. 目的	4
2. 調査の方針と方法	4
1) 調査対象	4
2) 調査実施の流れ	6
I. 調査結果の要約	9
調査の背景（第1章）の要約	9
JFS-A/B 監査企業候補（5件）実態調査結果（第2章）の要約	10
II. 本編：調査結果の分析	11
第1章 調査の背景	11
1. ベトナムの食品安全における現状	11
2. 食品安全の第三者認証	14
3. JFS スキームとは	15
第2章 JFS-A/B 監査企業候補（5件）実態調査結果	21
1. 候補団体の配置と基本情報	21
2. 対応認証と認定機関	22
3. 過去5年以内の認証実績	23
4. 監査員と研修機関	24
5. 食品安全認証の日本と関連のある顧客	27
6. JFSM について企業の所見	28
まとめ	33
巻末資料	36

図表目次

図 1	ベトナム国内で予想される、JFS-A/B の適合性確認のしくみ	17
図 2	ベトナム国内で予想される、JFS-C の認証のしくみ	19
図 3	調査対象の所在地	21
図 4	監査員、及び審査員人数	24
表 1	日本の輸入農林水産品でベトナムからの輸入額が上位の品（2019 年）	3
表 2	質問票送付先（アルファベット順）	5
表 3	調査対象とした日本で登録している JFS 監査会社/認証機関	6
表 4	食中毒による国内事件数、症例数、死亡数（公的集計 2010～2014 年）	11
表 5	ベトナム産・輸出農林水産品の違反状況（2019 年度）	13
表 6	各機関の審査可能な認証	22
表 7	過去 5 年以内の認証分野とカテゴリ	23
表 8	認証数（2018-2020）	24
表 9	JFS 研修機関の調査対象候補	25
表 10	日本関連の顧客情報	27
表 11	食品認証や JFSM についての所見	28
表 12	監査企業の候補機関	33
表 13	研修機関としての調査候補団体の概要	34

略語一覧

BoA	Bureau of Accreditation (Viet Nam) / ベトナム認定局 (MOST の直轄機関)
GFSI	Global Food Safety Initiative / 世界食品安全イニシアチブ (The Consumer Goods Forum: TCGF の傘下)
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point
HCMC	Ho Chi Minh City / ホーチミンシティ
IAF	International Accreditation Forum / 国際認定フォーラム
JAS-ANZ	Joint Accreditation System of Australia and New Zealand
MARD	Ministry of Agriculture and Rural Development / ベトナム 農業農村開発省
MOST	Ministry of Science and Technology/ ベトナム科学技術省
NAFIQAD	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department / ベトナム農林水産品質管理局 (MARD の傘 下)
QCVN	National Technical Regulation / ベトナム国家技術基準
QUACERT	Quality Certification Center / ベトナム認証センター
QUATEST	Quality Assurance and Testing Center / ベトナム品質保 証試験センター
STAMEQ	Directorate for Standards, Metrology and Quality / ベトナ ム標準化品質総局 (MOST の直轄機関)
TCVN	National Standard / ベトナム国家規格

はじめに

食の安全は、持続可能な開発目標にも掲げられる飢餓の撲滅（ゴール 2）や健康・福祉の実現（ゴール 3）の根底となる。そのため、食品の安全性の担保は、世界において喫緊の課題の一つであるといえる。日本、ベトナムも例外ではなく、双方とも、国をあげた食品安全への取り組みが近年具体化している。

日本では、2018 年 6 月 13 日に、食品衛生法等の一部を改正する法律が公布された。これにより、原則としてすべての食品事業者は、衛生管理計画の作成や HACCP¹に沿った衛生管理が必要になる²。この法律は、2020 年 6 月 1 日の施行から、一年間の経過措置期間が設けられ、2021 年 6 月 1 日から本格施行される。

ベトナムにおいても、2018 年 2 月に、食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令（Decree No. 15/2018/³）が制定された。これにより、食品生産、食品取引を行うすべての組織は、食品安全条件を満たす事業所である、という認定書を有しなければならないこととなった⁴（「食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行」）。なお、本対象からは、小規模な事業者⁵や既に食品安全マネジメントシステムに関する認証を取得した事業者等（同政令第 12 条 1 項に定められた事業者）は外れている。

日本にとってベトナムは、食品の貿易における上位相手国である。日本からベトナムへの輸出額は、東南アジア地域内で第 1 位（全世界 6 位）であり、454 億円にのぼる（最新確定額 2019 年）。一方、日本は、ベトナムからエビの加工品をはじめ、コーヒーや鶏肉加工品等、多くの食品を輸入している（BOX 1（表 1））。

国際取引を行う食品事業者の間では、製造工程の適切な管理を、「第三者が確認したこと」を示す認証を取得する者が増加している。世界のおよそ 400 社からなる The Consumer Goods Forum（TCGF）の傘下で、食品安全の推進母体である世界食品安全イニシアチブ（Global Food Safety Initiative : GFSI）が、これら第三者認証の承認を

¹ ハサップ、ハセップ等（特定呼称なし）と呼ばれ、Hazard Analysis and Critical Control Point の略語である。HACCP は 食品製造の工程上の危害要因（ハザード; Hazard）を分析することで、危害要因を管理することができる必須管理点（Critical Control Point: CCP）を継続的に管理することで安全確保をする手法である。

² 厚生労働省「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000662484.pdf>（参照 2021-02-01）

³ 日本貿易振興機構（ジェトロ）「ベトナム 食品安全法の一部条項の執行を詳細に規定する政令」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/vn_foodsafety.pdf（参照 2021-02-01）

⁴ 認定証の条件は、すでに食品衛生法第 34 条 1 項に定めてある

⁵ 小規模な事業者とは、世帯、個世帯の規模で食品原料の栽培、養殖、取獲、開拓、及び食品の加工前処理を行う事業所。または、法規定に基づいて個人、個人のグループ及び世帯が経営世帯の登録を行う事業所、及び事業登記証明書、企業登記証明書、投資証明書の発行が認められない事業所を指す。

行っている。GFSI に承認されたスキームオーナー（認証プログラムオーナー：CPO）は現在、12 あり、日本発の食品安全マネジメントシステム規格である JFS は、2018 年に 11 番目の GFSI 承認を取得した⁶。

JFS は、2016 年 1 月に発足した「一般財団法人食品安全マネジメント協会」がスキームオーナーとなっている。JFS の特徴に、現場からの改善提案の活用や、日本独特の生食・発酵食品を含めた取り扱い方法を説明している点が挙げられる⁷。JFS には、すでに 10 件の認証機関と、35 件の監査機関が登録されている⁸。現在（2021 年 3 月）適合証明を取得している企業は、JFS-A では 11 件、JFS-B では 1269 件ある。JFS-C の認証取得企業は 92 件である⁹。

日本農林水産省及びベトナム農業農村開発省では、これまで、ベトナムにおける農産物・食品の規格・認証に関する現状把握と課題分析を行う目的で、JFS、農業生産工程管理（GAP）、有機 農林規格（JAS）のワーキンググループの共催、共同調査等を実施してきている¹⁰。

本調査は、「日越農業協力中長期ビジョン（2015－2019、2020－2024）英名：Medium - to - long term vision for establishing food value chain in Vietnam」を踏まえて締結された「ベトナムにおける農産物・食品の品質に関する規格・認証の活用に向けた協力覚書（2018 年 4 月）」に基づいている。

BOX 1 日本にとりベトナムは、食品貿易上の上位の相手国

日本にとりベトナムは、食品の貿易相手国として上位に挙がっている。下表に、日本がベトナムから輸入している上位農林水産食品と、その貿易額をまとめた（表 1 2019 年確定額）。

⁶ 一般財団法人食品安全マネジメント協会「JFS-C 規格・認証スキーム（セクター：EIV）の GFSI 承認取得について（プレスリリース）」https://www.jfsm.or.jp/information/images/JFSM_Press_Release_20181116.pdf（参照 2021-02-01）

⁷ 農林水産省「FCP 第 3 回若手フォーラム JFS 規格について」

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/whats_fcp/attach/pdf/study_2016-30.pdf（参照 2021-02-01）

⁸ 一般財団法人食品安全マネジメント協会「認定機関/認証機関/監査会社一覧」

<https://www.jfsm.or.jp/scheme/accreditation/index.php>（参照 2021-03-10）

⁹ 一般財団法人食品安全マネジメント協会「認証/適合証明組織数」

https://www.jfsm.or.jp/scheme/registered_number/index.php（参照 2021-03-10）

¹⁰ ここでいう農産物・食品の規格認証には、GAP、有機 JAS、JFSM が含まれる。GAP は、農業生産工程管理と和訳され、日本発祥であり、GFSI 承認の ASIA GAP と、JGAP がある。GAP は、農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みである。有機 JAS も日本発祥であり、有機食品の JAS に適合した生産が検査によって確認された農産物、畜産物及び加工品に表示される。JFS は食品安全マネジメントシステムの認証である。

表 1 日本の輸入農林水産品でベトナムからの輸入額が上位の品（2019 年）

品目名	輸入国別順位	金額（千円）
エビ（活・生鮮・冷蔵・冷凍）	1	37,366,567
コーヒー生豆	3	15,520,293
鶏肉調製品	3	1,164,342
冷凍野菜	6	6,049,016
生鮮・乾燥果実	12	2,956,988

注：財務省が公表している「貿易統計」を基に、我が国の品目別の農林水産物貿易の輸入額（2019 年）の上位 20 品目状況から抜粋

上表の示すとおり、ベトナムが国別順位の一位であるエビは、養殖により膨大な輸出量が生産されている。近年は、日本の大手総合商社の出資により、バリューチェーン／サプライチェーンの見直しや、デジタルトランスフォーメーションを推し進めてしている（従来のように従業員の感覚や経験のみに頼らず、センサーを用いる等）。これら流通及び生産における効率化、並びに品質向上に加え、水質のモニタリング、抗生物質の使用管理、養殖用水の循環再利用といった環境負担に考慮した運用が整えられてきている¹¹。

一方、コーヒー貿易では、ベトナムは、ブラジル、コロンビアに続く日本への第 3 位の輸出国となっている。なお、世界的に見てベトナムは、2020 年 1～7 月期のコーヒーの輸出国として、首位に立った。ベトナムコーヒーは、TPP を含む 14 の貿易協定を結んでおり、世界におけるベトナムのコーヒー輸出額は、1、2 位を争うものになってきている¹²。

¹¹ 日本貿易会月報オンライン「三井物産 ベトナムにおけるエビ養殖加工事業 2020 年 3 月号（No.786）」
<https://www.jftc.jp/monthly/feature/detail/entry-1584.html>（参照 2021-02-01）

¹² Ministry of Agriculture and Rural Development, Vietnam “Vietnam - the opportunity to become number 1 in the world coffee market” <https://www.mard.gov.vn/en/Pages/vietnam-the-opportunity-to-become-number-1-in-the-world-coffee-market.aspx>（参照 2020-12-20）

■調査の概要

1.目的

我が国の食産業の海外展開によるフードバリューチェーン構築の推進に資することを目的として、東南アジア諸国との二国間政策対話等を円滑に実施するための支援、及びベトナムにおける農産物・食品の規格・認証制度の活用促進をすることが、令和2年度に予定されている。本調査は、この事業の一環として、ベトナムにおける農産物・食品の活用促進の調査を行うものである。

本調査の目的は、食品安全マネジメントシステムについて、ベトナムにおける JFS 規格の監査機関となりうる候補企業に対し、その監査能力や実施体制を調査することである。

2.調査の方針と方法

本調査は、一般衛生管理を基盤とした、HACCP を初めて導入する食品事業者にとって、取り組みやすい JFS-A/B 規格を監査できる候補企業を調査することが第一目的である。

一方で、将来的には、日越貿易の活性化に資するべく、国際取引にも有効な、JFS-C への需要対応も念頭に入れるべきである。そのため、今回は JFS-C 認証機関へのステップアップも可能とみなされる候補企業の詳細について調査した。

また、JFS の審査に必要な監査員の力量、及びシステム監査に必要な食品安全の基本事項に関する教育には、対応する研修機関が不可欠である。より経済的で効率的な運用には、ベトナム国内の JFS 研修機関の設置が必須と思われる。このことから、研修機関候補となりうる機関に関しても情報を収集した。

1) 調査対象

本調査では、国家規格(TCVN)の TCVN 5603:2008 (HACCP)や TCVN ISO 22000:2018 等の食品安全マネジメントシステム (FSMS) の部門で、ベトナム認定局 (Bureau of Accreditation、以下「BoA」) に登録されている企業を調査対象の第一候補とした (表 2)。

BoA は、国際認定フォーラム (IAF) のメンバーであり、科学技術省 (MOST) の直轄機関として、検査・医療・校正実験機関、認証/監査機関の認定を ISO/IEC17021-1:2015 に基づき遂行している。BoA が認定する食品安全マネジメントシステムの多くは、国家規格である TCVN 5603:2008 (HACCP)、TCVN ISO 22000:2018 であるが、国際規格である ISO 22000:2018 の認定も行う。BoA に登録された企業は、食品衛生の向上のため、Codex を基にする国家の指針に則り、HACCP や GMP といった食品衛生に関する

認証活動を実施してきている。

以上の観点から、これらの登録企業を JFS 監査・認証機関候補とすることが本調査の趣旨に沿うものと考えた。また、同様に HACCP 及び ISO22000 の認証活動を行っている農林水産品質管理局 (NAFIQAD) の、検査支部 (全国に 6 か所) も調査対象とした (表 2)。

表 2 質問票送付先 (アルファベット順)

No	機関名	分野	カテゴリ
1	Bureau Veritas Certification Vietnam Company LTD.,	Food manufacturing & Animal feed production	CI~CIV DI & DII
2	BVQA Certification CO, LTD (BVQA)	Food manufacturing & Animal feed production and distribution	CI~CIV DI FI, FII
3	ICA Vietnam CO, LTD	Food manufacturing	CI~CIV
4	IQC Certification and Inspection Joint Stock Company (IQC)	Food manufacturing and Animal feed production	CI~CIV DI & DII
5	ISOCERT International Certification and Inspection Joint Stock Company	Food manufacturing	CI~CIV
6	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) Branches	Food manufacturing	CI~CIV DI & DII
7	TQC Center for Testing and Quality Certification (TQC)	Food manufacturing and Animal feed production	CI~CIV DI & DII
8	Vinacert Certification and Inspection Joint Stock Company	Food manufacturing	CI~CIV
9	Vinacontrol Conformity Evaluation Joint Stock Company (Vinacontrol)	Food manufacturing & Animal feed production	CIV DI

注：情報は BoA 登録内容 (ウェブ上公開) に基づく。

次に、日本にて JFS 監査会社・認証機関となっている企業の中から、東南アジアでの事業展開のある企業のうち、日系企業 2 社、欧州系企業 2 社の計 4 社を調査した。しかし日系企業 2 社は、東南アジアでの食品安全マネジメントシステムの認証の事業展開は、

近未来の計画には入っていないとのことであった。一方、欧州系2社は、ベトナムを含む東南アジア周辺国でも広域に事業展開をしていた（表3）。

表3 調査対象とした日本で登録しているJFS 監査会社/認証機関

企業	日本での登録	事業展開国*
I 社	認証機関	インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム
J 社	認証機関	シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン

*事業規模の大きい支店の順に列挙。

2) 調査実施の流れ

本調査は、仕様書に記載された業務概要に基づき、農林水産省新興地域グループの指示を踏まえ、内容の大枠を確定した。キックオフにあたり、JFSMとも協議を持ち、内容に関する助言を受けた。

<調査計画書>

調査の実施に向け、JFS 規格の監査会社となる可能性のある候補企業等との連絡調整等を行い、候補企業・団体との個別オンライン面談について合意の上、調査計画を作成した。本計画について、農林水産省新興地域グループに事前確認を行った。

なお、COVID-19感染拡大による渡航制限により、本調査では、あらかじめEメールにて、オンライン質問票を送付し、調査対象候補の企業の概要を把握した上で、個別のオンライン面談、電話インタビューと、文献調査を実施した。

<候補企業へのアプローチ>

BoAの公開情報¹³から候補企業の名称をリストアップし、各企業のホームページを検索した。窓口のメールアドレスや担当者を確認し、まずはメールにて以下「配布資料」を送付し、その上で窓口への電話連絡を行った。NAFIQAD支部の各支局長の情報は、NAFIQADの国際部門に問い合わせ、入手した。配布資料及び質問票の概要は以下のとおり。

配布資料：

- 協力依頼状：農林水産省大臣官房国際部新興地域グループ及び当方調査チーム

¹³ ベトナム認定局 “SEARCH CERTIFICATION BODIES” http://www.boa.gov.vn/en/tim-kiem-chung-nhan?field_dichvu_vicas_value=&title=&field_dichvu_chuquan_value=&combine=&field_dichvu_diadiem_value= (参照 2021-02-01)

- JFS のスキームの概要（監査機関としての登録のメリット、要求事項含む）
- 本調査の概要
- 質問票サンプル※質問票調査はオンライン実施（Google Form 使用）

質問票内容：

- 監査が可能な認証名とカテゴリ
- 監査員の実態
- 現在の顧客情報
- 食品安全マネジメントシステムの認証ビジネスへの期待と JFS スキームへの関心

<質問票実施時期及び回答率>

企業、NAFIQAD 支部ともに、半数以上からの回答を得ることができた。

団体	配付日	締切日	回収率
企業	2020 年 9 月 18 日	2020 年 12 月 18 日	(4/8) 50%
NAFIQAD 支部	2020 年 10 月 22 日	2020 年 11 月 30 日	(4/6) 67%

<オンライン面談の内容>

オンライン面談に先立ち、改めて JFS スキームに関するスライドを作成し、当日説明を行った。同スライドには、各社からの質問票回答、全回答者から受け付けた質問と回答を追加し、面談の補足資料として活用しながら協議を行った。詳細は以下のとおり。

- JFS スキームについての説明（調査背景、JFSM 沿革、JFS-A,B,C 規格及びプログラムオペレーション）
- 質問票回答に基づいた協議：1）回答内容の確認、2）JFS スキームに関する事前受付した質問への回答を説明
- 意見や質問の受付

オンライン面談では、監査会社及び監査員の要求事項の詳細について、質問が多く寄せられたため、当方から後日、JFSM の公開文書から抜粋、整理した説明書類を作成し、配布した。

<その他収集情報>

キックオフ時の農林水産省新興地域グループ及び JFSM との協議から、以下の項目を

追加調査した。

- ベトナム国内の認証機関を認定している認定機関
- 食品安全マネジメントシステムのベトナム国内の研修機関

I. 調査結果の要約

調査の背景（第1章）の要約

ベトナムの食品の安全性は、頻出する国内の食中毒の事例報告により、国内消費者及び貿易相手国間でも懸念が高まっている。そのため輸出においてその競争力にも影響を及ぼしかねない。

ベトナム食品局、及び日本厚生労働省にて把握されている食中毒の発生件数自体は、日本のほうが圧倒的に多い。一方で、死亡割合を比較すると、ベトナムが 300 倍以上になっている。ベトナムの食中毒事例の深刻さ、政府による包括的なハザードの監視や連携システムの欠如は、世銀の調査でも指摘されたところである。

ベトナムの食中毒の主たる要因は、輸送・加工時の微生物汚染であり、次に生産課程に起因する抗生物質、農薬、肥料の過剰な使用と続く。輸送・加工時の汚染は、全体の 9 割以上を占める伝統的市場（個人商店、屋台、露店といった小規模事業者）にて起きている。伝統的市場は、基本的にトレーサビリティがなく、把握が難しい流通である。これらの小規模事業者は、食品安全の認定書を義務付けた改定版食品衛生法（2018 年）の対象からは外されている。

ベトナム政府は、2005 年 に、世界貿易機関（WTO）加盟国となり、SPS 協定といった国際的な取り決めに基づく義務が課されることとなった。これに追随し、国家規格も整備が進んだ。食品安全法では、国内流通、輸入品、輸出品にかかわらず、ベトナムの「食品安全保証の一般的な条件」に応じること、としている。具体的には、病原体、残留農薬/動物用医薬品、重金属類、その他危害要因の許容量の厳守、及び食品特有の添加物や、食品表示、保管に関する規定に準すること、としている。

しかし検査証明の盲点は、サンプリング、流通上の条件の変化により、必ずしも全製品の安全性を担保したものとはならない点である。実際には、ベトナム国内の食中毒件数の比ではないものの、輸出先へ到着後の検査により、違反食品の混入が EU や日本で判明している。

食品安全条件を満たす事業所の認定には、第三者による確認が最も信頼性がある。このため、第三者認証を取得した事業者は、前述の認定書の義務の対象外となる。ベトナムでは、国内市場向けに、Codex 規格をベースにした TCVN-HACCP や、-ISO 22000:2018 の認証活動が行われている。監査活動を行う企業は、ベトナム認定局に登録されている。

第三者による食品安全マネジメントシステム認証は、消費者にとって安心を与え、事業者にとっては安全性と信用の確立、コスト削減に寄与する。日本発の GFSI 承認の JFS 規格は、日本の食品事業者の間で認知が高まっており、日本への輸出及び日系企業との取引において、今後ベトナムはじめ東南アジアの中でも存在が増すものと思われる。

JFS-A/B 監査企業候補（5 件）実態調査結果（第 2 章）の要約

本調査は、ベトナム認定局（BoA）にて食品安全マネジメントシステムの認証機関としての登録のある団体と、日本にて JFS の監査会社または認証機関として登録があり、かつベトナム近隣に支社を設ける企業を候補企業とした。各機関の認定機関、対応可能な認証及びカテゴリと認証実績、顧客の取扱食品の詳細や日系企業とのビジネスの状況について情報を収集した。最後に、JFS の展開を見込んで、企業からの意見や不明点を聴取した。

本部の所在地は、各社とも首都ハノイであり、南部最大の都市ホーチミンシティに支社や駐在員を配置している。GFSI 承認の認証の一つである FSSC22000 は、BoA での認定が実施されていないため、この認定を受けている企業は、近隣の JAS-ANZ 等の認定機関に登録がされている。その他の認証（TCVN、Codex、ISO22000）を行う機関はすべて BoA に登録がされており、更新審査を受けている。

国内流通向けでは、国家規格である TCVN-HACCP、または ISO22000 の取得、輸向向けや海外系企業との取引では Codex-HACCP、ISO22000、及び FSSC22000 といった認証を受けている。FSSC22000 の監査は、近隣国からの派遣で実施されており、その他の認証審査は各社とも国内の監査員が実施している。監査員には毎年の稼働目標と、国家登録された機関での研修の受講が課されている。いずれの調査対象の機関も、過去 5 年の間で、HACCP を中心とした認証実績があった。カテゴリ別では、混合物（CIII）や常温保存品（CIV）を、調査対象の全ての機関が取り扱っている。これらのカテゴリに限定している認証機関が二つあった。食品カテゴリは、監査専門性が問われるが、特に常温保存品（CIV）は、他と比較し、監査が容易である点が挙げられる。

ベトナムでは、水産加工事業者の HACCP 導入が強制されており、その輸出管理を担うベトナム農業農村開発省傘下の品質管理局（NAFIQAD）支部では、水産加工品の認証が主であった。一方、本調査の対象であった私企業では、茶、飲料、ナッツ等、幅広い食品に対応しており、任意での食品安全マネジメントシステムの導入や認証を取得する食品事業者は、政府機関ではなく、私企業を選択する傾向があるといえる。

面談調査時の情報（NAFIQAD 支部）によると、ISO22000 を取得した水産加工品の輸出先のうち、日本向けは 8%であった。ベトナムの水産加工品の輸出総額における日本向けの割合はおよそ 18%である。今後、日本向けのベトナム水産加工品の認証取得数の上昇は、期待されるところである。JFS 規格に対して、各認証機関の担当者も日本向け商品における認証取得に商機を期待しており、運用を検討するにあたり、JFSM からの機関登録の審査基準や監査員資格、登録費用など、具体的な質問が挙がった。ただ、JFS の認証費用は、ベトナム国家規格と一桁違いの金額差があるため、BoA 登録のローカルな認証機関が導入するためには、何かしらのベトナム用の特別措置が不可欠であ

るとの要望を挙げていた。

II. 本編：調査結果の分析

第1章 調査の背景

1. ベトナムの食品安全における現状

1) 国内市場の食品安全の課題

ベトナムの食品の安全性は、頻出する食中毒の事例報告により、国内消費者の間で懸念が高まっている¹⁴。この現状が、輸出の競争力にも影響を及ぼしかねない。実際のところ、食中毒の発生が起こっているのは、ベトナム国内の個人商店、屋台、露店といった小規模事業者の現場に多い。問題の遍在の根底に、2018年2月に執行された、政令（Decree No. 15/2018³）の対象から、小規模な事業者が除かれていること、これにより食品安全条件を満たす事業者であるという認定書が不要である点が挙げられる。

ベトナム食品局で確認されている食中毒の集計数と、参考までに日本での同時期の集計数を表4にまとめた。ベトナムにおける、食中毒の主たる要因は、輸送・加工時の微生物汚染（BOX 2）、次に生産過程に起因する抗生物質、農薬、肥料の過剰な使用（食品からの基準値以上の検出）、重金属類の混入、そしてカビ毒である¹⁴。

表4 食中毒による国内事件数、症例数、死亡数（公的集計2010～2014年）

年度	事件数		症例数		死亡者数(%*)	
	ベトナム	日本	ベトナム	日本	ベトナム	日本
2010	175	1,061	5,664	13,018	51 (9)	0
2011	142	1,062	4,500	21,616	27 (6)	11 (0.05)
2012	67	1,100	5,508	26,699	34 (6)	11 (0.04)
2013	163	931	5,348	20,802	28 (5)	1 (0.005)
2014	194	976	>5000	19,355	43 (9)	2 (0.01)

注：*全症例数のうち、死亡に至った割合。

ベトナム情報はベトナム食品局（Vietnam Food Administration, VFA）の公開情報（<http://www.vfa.gov.vn>）、日本の情報は、厚生労働省食中毒統計（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html）より抜粋

上表のとおり、ベトナムに比べ、日本での食中毒事件数が圧倒的に多い。これは世銀の調査からも指摘されているとおり¹⁴、ベトナム政府による「透明で包括的なハザードの監視、発生や危機に対する連携システム」の構築が未整備であること、また医療へのアクセスへの障壁から、未確認の事例が相当数あることが影響していると考えられる。日

¹⁴ 世界銀行「Food safety risk management in Vietnam: Challenges and opportunities」
<https://www.worldbank.org/en/country/vietnam/publication/food-safety-risk-management-in-vietnam-challenges-and-opportunities>（参照 2021-02-01）

本においても、厚生労働省に認知されない小規模な食中毒の発生の可能性は高い。しかし、日本に比べ、ベトナムの症例数に対する死亡割合が高いことから（日本に比べてベトナムは 300 倍以上）、より深刻な食中毒の問題がベトナムで多発しているといえる。

BOX 2 ベトナムにおける食中毒は流通経路との関連が高い

ベトナムの食中毒問題は、「トラディショナルトレード（伝統的市場）」と「モダントレード（近代的市場）」の二つに大別される流通経路に起因するところが大い。トラディショナルトレードは個人で生産/加工、販売する個人商店、屋台、露店を指し、ベトナムの流通の大半を占める。前述のとおり、世銀の調査から、ベトナムにおける、食中毒の主たる要因は、輸送・加工時の微生物汚染であることが判明している。トラディショナルルートの、流通上の衛生的な管理について追従が不可能（トレーサビリティがない状態）な点が、食品安全対策を難しくさせている。主な食中毒事件はこの流通ルートが要因となっている。

一方、モダンルートは販売ルートが確立されているスーパー、コンビニエンスストアを指す。ベトナム国内でも、大手スーパーや、加工食品企業は、追従可能な流通管理を行っている。輸出入のほとんどは、このモダンルートに基づく流通ルートといえるが¹⁵、ベトナムにおけるモダンルートの割合はわずか 6 %（2020 年）に過ぎない¹⁶。このため、日本国土交通省としても、日アセアン・コールドチェーン物流プロジェクトを実施し、食品製造、流通時点の食料紛失、廃棄の課題に取り組んでいる¹⁷。

2) 輸出農林水産品の食品安全の盲点

ベトナムも例外なく、食品の輸出時検査の前提条件として、生産・製造の工程管理や品質保証がなされている。一方で、事前検査にて防ぎきれない違反食品が多少、検出されていることも事実である。

食品安全法（政令番号 55/2010/QH12）では、国内流通、輸入品、輸出品にかかわらず、ベトナムの「食品安全保証の一般的な条件」に応じること、としている。具体的には、病原体、残留農薬/動物用医薬品、重金属類、その他危害要因の許容量の厳守及び、食品特有の添加物や、食品表示、保管に関する規定に準ずるもの、とされている。科学技術省（MOST）直轄のベトナム標準化品質総局（STAMEQ）では、このような微量有害物

¹⁵ 独立行政法人農畜産業振興機構（Alic）「ベトナムの野菜の生産、流通及び輸出の現状」

<https://www.alic.go.jp/content/000150673.pdf> （参照 2021-02-01）

¹⁶ みずほ産業調査 Vol.54 （2016 年）「世界の潮流と日本産業の将来像-グローバル社会のパラダイムシフトと日本の針路-」

¹⁷ 国土交通省「コールドチェーン物流のASEAN地域への展開」

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/attach/pdf/1130haifu_gfvc-12.pdf （参照 2021-02-01）

質の計測能力を ISO/IEC17025 に従って検査・評価している（実施はベトナム品質保証試験センター（QUATEST））。

検査証明の盲点は、サンプリング、流通上の条件の変化により、必ずしも全製品の安全性を担保したものとはならない点である。実際のところ、検疫時に、基準値を超えた違反食品の混入が EU¹⁸や日本¹⁹で判明している。ベトナム国内の食中毒発生件数の比ではないが、EU では、コーヒーや紅茶から、許容基準値を越えた残留農薬が確認されている¹⁸。日本厚生労働省がまとめている検疫違反事例の統計では、食品衛生法 6 条 1 号（腐敗・変敗）と同 3 号（病原微生物）に関係する違反が多い¹⁹（表 5）。

表 5 ベトナム産・輸出農林水産品の違反状況（2019 年度）

品目分類	違反件数	違反重量（トン）
水産加工食品		
切り身、むき身の鮮水産動物類（冷凍食品を含む）	6	42
乾製水産動物類	1	1
調理加工水産動物類	2	18
水産動物：冷凍食品	14	70
農産食品		
せり科野菜	3	25
野菜：冷凍食品（キノコ、香辛料、野草加工及び茶を除く）	6	20
果実：冷凍食品	2	40
その他の食料品		
魚醤	1	1

注：日本厚生労働省統計から抜粋・作成

違反が見られるのは主に、JFS のカテゴリにおいて、EI、EII、EIII に分類される²⁰、水分活性の高い製品である。

3) 食品安全における法整備

ベトナム政府は、輸出総額が 400 億ドルに近づいた 2005 年²¹に、世界貿易機関 (WTO)

¹⁸ 欧州連合「食品・飼料緊急警告システム（RASFF）年次レポート 2018」RASFF annual report 2018・Publications Office of the EU (europa.eu) ダウンロード（参照 2021-02-01）

¹⁹ 厚生労働省「令和元年度輸入食品監視統計」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000663993.pdf> （参照 2021-02-01）

²⁰ JFS-C 認証スキーム文書の V2.5 に基づく。JFS-C 認証プログラム文書 Version 3.0 では、JFS-C のセクターコードが、EI、EII、EIII、EIV⇒CI、CII、CIII、CIV と L⇒K とそれぞれ変更された。

²¹ 世界銀行「Vietnam country commercial guide」<https://www.trade.gov/knowledge-product/vietnam-standards->

加盟国となり、SPS 協定 (SPS: Sanitary and phytosanitary) ²² といった国際的な取り決めに基づく義務が課されることとなった (なお、2019 年時点の輸出総額は 2800 億ドルに近い ²¹⁾)。これに追随し、国家規格も整備が進んだ。2007 年以降、貿易上の品質規格に関する法令を整備し、2010 年には食品安全法 (第 55/2010/QH12 (2010 年 6 月 17 日付) ²³) が制定された。水産物加工場に対する HACCP 原則に基づく品質及び安全保証プログラムの国家技術基準 (QCVN) が存在する²⁴。加工工場の食品安全及び衛生条件に関する QCVN は他の食品でも該当するが、HACCP 導入が強制されているのは、現時点では水産加工工場のみとなっている。

冒頭のとおり、国内を対象として、2018 年には、政令第 15/2018/ND-CP 号 (第 5 章 第 11 条、2018.2.2 公布)により、「食品安全条件を満たす事業所の認定書の発行」が義務づけられた。これには、小規模取引、路上販売、ホテルのレストラン、などの業者や、第三者認証*を取得した事業者等は含まれない (第 12 条に記載。*Codex-GMP、HACCP、ISO22000、FSSC22000、IFS Food、BRC Food Standards 等)。

2. 食品安全の第三者認証

食品安全条件を満たす事業所の証明には、第三者による確認が最も信頼性がある。そのため、食品製造及び販売事業者の食品安全マネジメントシステムの構築と認証取得が盛んに行われている。認証自体の信頼性の維持には、マネジメントシステムの審査及び認証が、世界通用の基準の下、実施されなくてはならない。この一つに、食品安全の推進母体 (私営) となっている世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative : 以下、「GFSI」)がある。GFSI は、The Consumer Goods Forum の傘下であり、第三者の食品認証スキームの承認も行っている (BOX 3)。

BOX 3 世界食品安全イニシアチブ (GFSI) による適合性評価

GFSI では、認証プログラムオーナー (CPO) の承認にあたり、ISO/IEC 17011「適合性評価・適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」や ISO/TS 22003

trade (参照 2021-02-01)

²² Integrated Database of Trade Disputes for Latin America and the Caribbean 「SPS 協定」
<http://idatd.cepal.org/Normativas/OMC/Ingles/SPS.pdf> (参照 2021-02-01)

²³ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 「ベトナム国食品安全法 (仮和訳)」

www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/vn/trade_05/pdfs/vietnam_syokuhinanzenhau.pdf (参照 2021-02-01)

²⁴ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 「強制規格の対象物一覧表 (ベトナム)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/standards/vn5.pdf
(参照 2021-02-01)

「食品安全マネジメントシステムー食品安全マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」等を、義務的な引用規格として示している。これまで、JFS-C、FSSC22000、IFS Food、BRC Food Standard、SQF など 12 のスキームオーナーが承認されている²⁵。

日本で認証数の多い食品安全マネジメントシステムとして ISO22000 がある。ISO22000 は PRP (GMP) の詳細記述が不足しているといわれ、PRP 規格である ISO22002-1 を追加することで FSSC22000 と同等の要求規格とみなされている。

ベトナムにて、第三者認証の認証・適合証明の審査・監査活動を行う全ての企業・公的機関は、まず MOST の直轄機関である STAMEQ で、所属する監査員リスト等の書類と共に、運営能力の審査を受け、組織を登録しなければならない。その上で、企業・公的機関は、各認証の審査業務に関して、同じく MOST の直轄機関のベトナム認定局 (BoA: Bureau of Accreditation) にて登録・更新審査を受けることになっている。

ベトナムでは、国内市場向けに、国家規格である TCVN ISO 22000:2018 や、Codex 規格をベースにした TCVN 5603:2008 (HACCP) の認証活動が行われている。

日本へ農林水産加工品を輸出するベトナム南部地域の事業者のうち、半数以上 (13/21 社) が HACCP または ISO22000 の認証を受けている²⁶ (2020 年 3 月時点)。食の安全に対する、ベトナム国内の意識も高まっていることは、国内販売のみを行う事業者の多くも (別 20 社) HACCP 認証を取得している点からも伺える。また、ベトナムの首相は、これまでたびたび食品安全違反に関する厳罰化の方針を示してきていることで、食に対する国民の意識も高まっていることだろう²⁷。

世界では食品を取り扱う 41 の大手企業が GFSI スキームを取引の条件として掲げている。国際的な流通システムに参入するには、GFSI にスキームオーナーとして認められた国際認証の取得が優位となってくる。

3. JFS スキームとは

JFS は、2016 年 1 月に発足した「一般財団法人食品安全マネジメント協会 (JFSM)」

²⁵ GFSI 「GFSI recognized CPOs」 mygfsi.com/how-to-implement/cpos-undergoing-benchmarking (参照 2021-02-01)

²⁶ 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 「農業・水産業関連企業リスト (南部ベトナム編) (植栽、肥料、農薬、畜産、農業機械、水産機械、飼料、養殖、他) (2020 年 3 月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/fd497eb9e92db11f/List-agrifish-companiesSouthVN202003.pdf (参照 2021-02-01)

²⁷ アジア経済ニュース「食品安全違反、首相が厳罰化の方針示す (20 年 1 月 13 日)」
<https://www.nna.jp/news/show/1994718> (参照 2021-01-13)

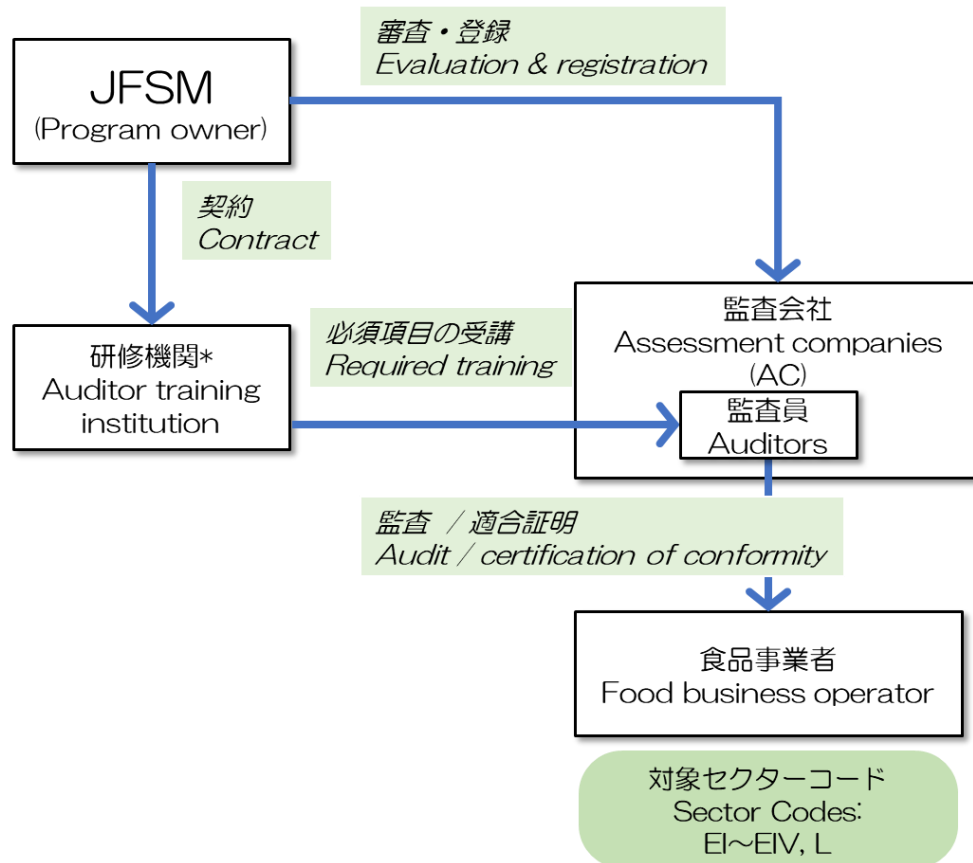
がスキームオーナーとなっている、日本発の食品安全マネジメントシステムの認証スキームである。主な特徴として、要求項目数に応じて、JFS-A (GFSI GMaP 基礎を含む)、JFS-B (GFSI GMaP 中級に相当)、JFS-C (GFSI 承認プログラムレベル) という3段階の規格になっている点が挙げられる²⁸。HACCPの制度化に伴い、初めて HACCP¹を取り入れる事業者にも取り組みやすく、また、現場からの改善提案の活用や、日本独特の生食・発酵食品を含めた取り扱い方法を説明している点が他の国際認証と異なる点である⁷。ここでは、監査会社、認証機関の観点から説明する。

JFS-A/Bでは、食品事業者は、監査会社からの監査を受け、規格との適合証明が発行される。監査会社の評価と登録は、スキームオーナーである JFSM が直接行う。現在(2021年3月)、35件の監査機関が登録され⁸、JFS-A、JFS-Bそれぞれ11件、1269件の適合証明が発行されている⁹。

ベトナムでの研修機関候補を含む JFS-A/B 適合証明プログラムの実施体制を、図1に示した。

²⁸ 一般財団法人食品安全マネジメント協会「パンフレット」
<https://www.jfsm.or.jp/1dc319caf2e09f6452d14b972352986314d12c7c.pdf> (参照 2021-02-01)

JFS適合証明プログラム（JFS-A/B） ベトナムで実施する際の体制 Conformity Assessment



* 研修機関の候補

NACEFA : National Center for Analysis and Assessment of Food Industries Research Institute

NAFIQAD : The National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department of Ministry of Agriculture and Rural development

注：調査チーム作成

図 1 ベトナム国内で予想される、JFS-A/B の適合性確認のしくみ

一方、国際認証である JFS-C では、食品事業者は認定機関（Accreditation Body: AB）に認定を受けた認証機関（Certification Body: CB）からの審査を経て、認証を与えられる。すでに 10 件の認証機関と 8、92 件の JFS-C 認証取得の組織がある⁹。

現在、JFSM は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）と、オーストラリア・ニュージーランドの JAS-ANZ (Joint Accreditation System of Australia and New Zealand) の 2 機関に対し、CB の認定業務を委託している。両機関は IAF (International

Accreditation Forum, Inc. 国際認定フォーラム)のメンバーで、相互認証を行っている。

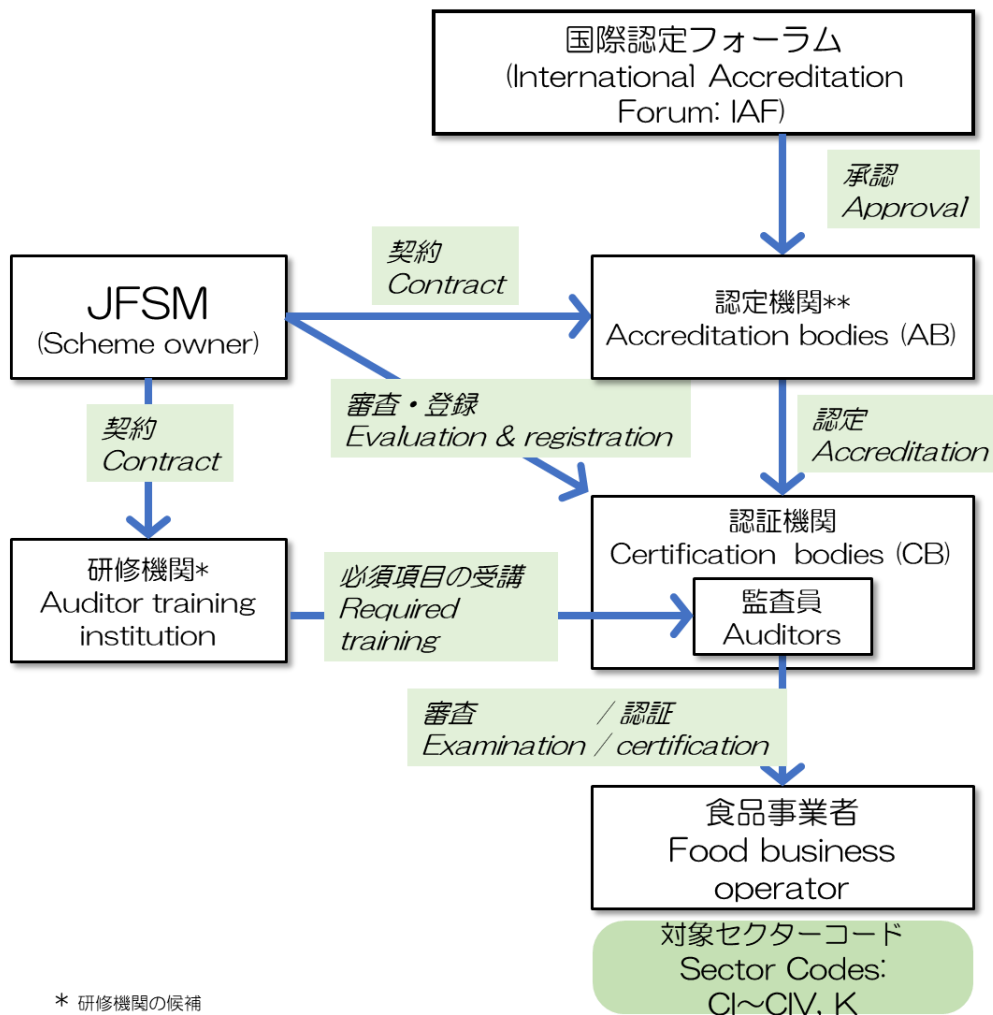
冒頭のとおり、JFS-C は 2018 年から GFSI の承認を得ている (セクターコードの EI、EIII、EIV²⁰)。生産工程を監査し、安全な管理を確認する食品安全マネジメントシステムの第三者認証は、消費者にとって安心を与え、事業者にとっては安全性と信用の確立に寄与するものとして、今後も発展していくものと思われる。

ベトナムでの研修機関候補を含む JFS-C の認証プログラムの実施体制を、図 2 に示した。

JFS認証プログラム（JFS-C）

ベトナムで実施する際の体制

Accreditation/ Certification



* 研修機関の候補

NACEFA : National Center for Analysis and Assessment of Food Industries Research Institute

NAFIQAD : The National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department of Ministry of Agriculture and Rural development

** 認定機関の候補

JAS-ANZ : Joint Accreditation System Australia New Zealand

BoA : Bureau of Accreditation (Viet Nam)

注：調査チーム作成

図 2 ベトナム国内で予想される、JFS-C の認証のしくみ

第2章 JFS-A/B 監査企業候補（5 件）実態調査結果

1. 候補団体の配置と基本情報

本調査の対象となった企業及び調査担当者の基本情報と、NAFIQAD 支部の配置を以下の図 3 に示した。

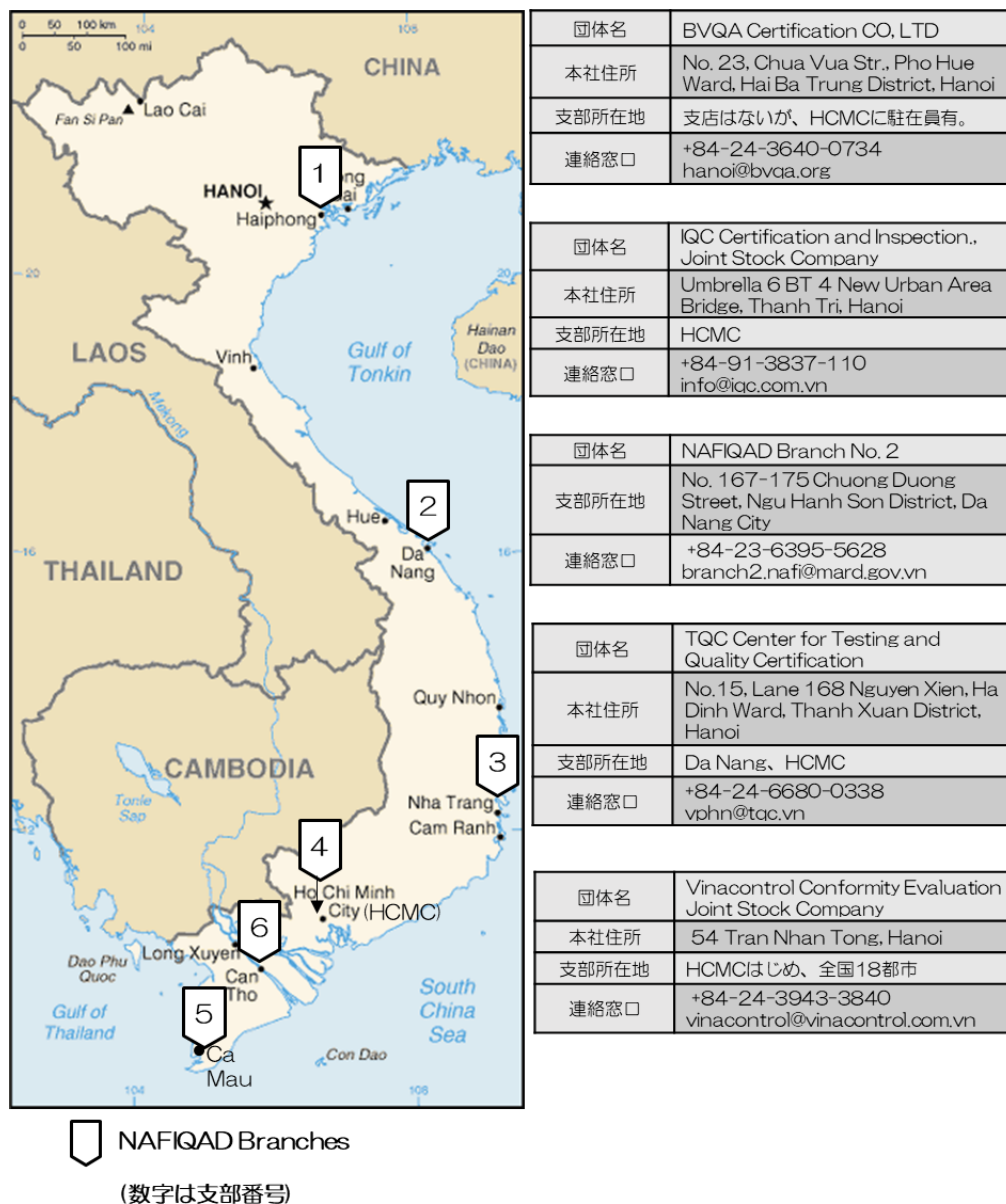


図 3 調査対象の所在地

本部の所在地は、各社とも首都ハノイであったが、ほとんどの会社は、南部最大の都市ホーチミンシティ（HCMC）に支社を構えている（または駐在員配置）。なお、文献調査及び簡易の電話調査を実施した I 社と J 社（(1) 調査対象を参照）は共に HCMC

に本社を構える。

2. 対応認証と認定機関

調査対象機関では、いずれも TCVN（ベトナム国家規格）の HACCP、ISO22000 の監査を中心として、Codex HACCP、ISO22000 といった国際認証にも対応して活動している（表 6）。FSSC22000 の認証を行う団体は、I 社と J 社の企業のみである。詳細は後述（4. 監査員及び審査員と研修機関）するが、これらの企業が FSSC22000 の認証業務を行う場合には、近隣国の他支部から審査員が派遣されている。

表 6 各機関の審査可能な認証

	TCVN5603: 2008 (HACCP)	CAC/RCP 1- 1969 REV.4- 2003 (Codex HACCP)	TCVN ISO22000: 2007	ISO 22000: 2005/2018	FSSC 22000 他*
認証機関名	越南語	英語	越南語	英語	英語
BVQA	○	○	○	○	-
IQC	○	○	○	○	-
TQC	○	○	○	○	-
Vinacontrol	○	-	○	○	-
NAFIQAD1**	○	○	○	○	-
NAFIQAD2	○	○	○	○	-
NAFIQAD4	○	○	○	○	-
NAFIQAD6	○	○	○	○	-
I 社	-	○	-	○	主に FSSC
J 社	-	○	-	○	FSSC、BRC、 IFS、FAMI、 SQF、SS

* I 社は隣国支部からの派遣で他認証も相談可能。FSSC22000、BRC Food Standards、IFS Food、FAMI-QS、SQF、SS 444、SS 590

** NAFIQAD (1~6) は、NAFIQAD 支部 (Branch) 1~6 を意味する。

ベトナムにおいて、食品安全マネジメントシステムを含む各認証は、国際認定フォーラム (IAF) メンバーであるベトナム認定局 (BoA) により、機関登録がなされ、Audio Log に基づく定期審査の実施によりその信頼性が保たれている。BoA は日本の公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB) にあたる団体であり、ベトナム科学技術省 (MOST) の直轄機関で、検査・医療・校正実験機関、認証/監査機関の認定を ISO/IEC17021-1:2015 に基づき遂行している。いずれの機関も、ISO/IEC 17025 を取得している。

いくつかの認証機関は、BoA の対応外である FSSC 認証への認定のため、オーストラリア・ニュージーランドの認定機関である JAS-ANZ に登録されている。ベトナム国内で、JAS-ANZ から食品安全マネジメントシステム分野の認定を受けている機関は 20 団体ある(2021 年 1 月²⁹⁾。例として、TÜV SÜD、SGS Systems Services Certification、Vinacert、Integrated Quality Certification Private (IQC) がある。I 社の場合は、本部のあるオランダの Raad voor Accreditatie (RvA) が認定機関となっている。

J 社はベトナム認証センター(QUACERT)と覚書を署名し、J 社の試験結果と工場検査報告書が QUACERT により承認されることとなった。また覚書では、J 社がベトナムの規制と認証要件における研修を受講し、TCVN の指定に沿った技術的能力を維持していくことが合意されている。

3. 過去 5 年以内の認証実績

調査対象機関は、食品安全マネジメントシステムを対応認証の一部としており、いずれも過去 5 年の間で、HACCP を中心とした (7/8 機関) 認証実績があった(表 7)。カテゴリ別では、混合物 (CIII) や常温保存品 (CIV) を、調査対象の全ての機関が取り扱っている。これらのカテゴリに限定している認証機関が二つあった。食品カテゴリは、監査専門性が問われるが、特に常温保存品 (CIV) は、他と比較し、監査が容易である点が挙げられる。

表 7 過去 5 年以内の認証分野とカテゴリ

認証機関名	過去 5 年以内の認証分野			カテゴリ			
	GMP	HACCP	FSM	CI	CII	CIII	CIV
BVQA	○	○	○	○	○	○	○
IQC	-	-	○	-	-	-	○
TQC	○	○	○	○	○	○	○
Vinacontrol	-	○	○	-	-	○	○
NAFIQAD1*	-	○	○	○	○	○	○
NAFIQAD2	○	○	○	○	○	○	○
NAFIQAD4	-	○	-	○	○	○	○
NAFIQAD6	-	○	-	○	○	○	○

*NAFIQAD (1~6) は、NAFIQAD 支部 (Branch) 1~6 を意味する。

認証実績数については、一部の機関から回答があった。

²⁹ JAS-ANZ 「Accredited Bodies Search」 <https://www.jas-anz.org/accredited-bodies/search> (参照 2021-01-01)

NAFIQAD2 支部 (Da Nang) からは、Codex HACCP 及び ISO22000 の認証数の開示があった (表 8)。面談時の情報によると、ISO22000 の取得食品の多くは水産加工品とのことであった。その輸出先で最も多いのは EU (19%)、続いて中国 (15%)、日本・韓国 (ともに 8%) で、これにアメリカ (6%) が続く (その他少数派国が 39% を占める)。輸出総額の割合 (日本向けは全体の 18% 程³⁰⁾) と比べると、今後の日本向け水産加工商品の認証取得数の上昇に、期待ができる。

表 8 認証機関での実績例 (2018-2020)

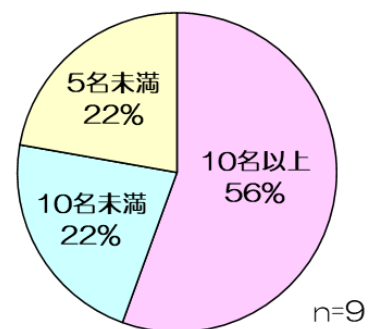
認証	2018 年	2019 年	2020 年 (～10 月*)
CODEX HACCP	14	32	24
ISO22000	3	5	7

*オンライン面談開催時点の 2020 年 10 月までのデータを取得

また、その他の機関の認証事業の規模に関して、オンライン面談にて得た情報によると、A 社の食品部門の認証数は累計約 100 件、C 社のこれまでの顧客累計が 300 社とのことであった。また、事業拡大のため、FSSC22000 や BRC の認証事業も将来的に検討している事業者 (C 社) もいた。

4. 監査員及び審査員と研修機関

各調査対象機関に在籍する監査員及び審査員数からは、比較的小規模な事業形態であることがうかがえた (図 4)。調査対象の半数以上で、10 名以上 (15 名程とのこと) の監査員が在席していることが判明した。



監査会社または認証機関には、専属、または契約社員として、十分な知識と経験を要する監査員／判定員、審査員がいることが必須条件である。その上で、JFS-A/B の監査員資格の取得・維持には、指定の研修の受講が要求される。JFS-C の審査員の資格取得者の場合にも同様に、指定の監査員研修が要求される。

監査員及び審査員について、オンライン面談からは、その他に以下の情報が得られた。

- ・ 監査員は、食品安全マネジメントシステム以外の認証も担当していて、合わせて 170 人日/年 (1 年のうち、総合 170 営業日勤務すること、単純計算で月に 14 日) を課している。顧客の事業規模によるが、1 名または 2 名体制で監査を実施してい

³⁰ Viet Fish Magazine 「Seafood exports to all core markets saw a decrease in January 2020」
<https://vietfishmagazine.com/markets/seafood-exports-to-all-core-markets-saw-a-decrease-in-january-2020.html>

る（A社）。

- 監査員の資格維持のために、月に 3～4 件の監査活動が課されている。一件あたり 7～10 日とのことなので、月に 21 営業日以上となり、機関専任の監査員であることが想定される（NAFIQAD 支部）。
- 常駐の 3 名の審査員は ISO22000 の審査には対応するが、GFSI 承認の FSSC22000 の監査にあたっては、対応できるベトナム人監査員がいないことから、タイ、またはインドネシアの支部から派遣される（I 社）。

前述のとおり、ベトナムのローカルな認証機関では、JFS-A/B に相当する TCVN-HACCP 等の認証の監査が実施されている。本調査の対象機関では、JFS-C と同様に、GFSI 承認された FSSC22000 には、国外の監査員が対応していた。今後、ベトナム国内のニーズの変化に対応し、各社の人材育成の方針が変更されることは言うまでもない。しかし、現時点では、ベトナムの大半を占める BoA 登録の認証機関にとって、JFS-C の認証機関の登録には、まず監査員の育成が必要となることが想定される。

BOX 4 ベトナムでの監査員研修に関する取り決めと JFS 研修機関の調査対象の候補

新しい認証スキームの監査員研修を実施するにあたり、認証スキームオーナーは、政令に基づき、科学技術省（MOST）直轄のベトナム標準化品質総局（STAMEQ）にて、研修実施の認可登録をすることが必要となる。

現時点（21 年 1 月）では、JFS 監査員研修を実施する機関は、日本国内のみだが、今後ベトナムをはじめ東南アジアへの進出の際には、研修機関の設置も課題になると思われる。本調査では、ベトナム国内における、研修機関の調査対象候補についても、質問票や文献からの情報収集を行った。候補として挙げた機関は以下のとおり（表 9）。

表 9 JFS 研修機関の調査対象候補

機関名	所在地	備考
公的検査機関		
NAFIQAD Branch（各支部の目的は同一。管轄地域が異なる）	全国 6 か所	Branch 1、2、4、6 は国際認証の審査を実施。
National Center for Food Analysis and Assessment (NACEFA)	Hanoi HCMC	工商省 Food Industries Research Institute 傘下機関である検査機関。
Center for Professional Training standards and quality measurement (QTC)	Hanoi	STAMEQ 傘下の機関。本調査の対象機関（複数）の所属監査員が研修受講。監査員資格取得が可。
教育機関		

Hanoi University of Science and Technology	Hanoi	食品安全マネジメントシステムに関する授業を提供。監査員資格は、学位とは別途で取得必要あり。
Ho Chi Minh University of Science and Technology	HCMC	
企業		
TÜV SÜD Viet Nam	HCMC	ISO22000 と、FSSC22000 の研修に対応。HCMC Univ.との覚書 ³¹ で研修協力、インターンを受け入れている。
DNV-GL Viet Nam	HCMC	ISO22000 と、FSSC22000 の研修に対応。オンライン実施中

本調査にて、研修機関の調査対象の候補として調査団が選定した、NAFIQAD 支部（オンライン面談情報）と National Center for Food Analysis and Assessment (NACEFA)³² に関する収集情報を以下に示す。双方とも、BoA に検査機関として登録がされており、食品サンプルの分析の品質証明の発行と、HACCP 導入へのコンサルティング事業を実施している。このことから、研修機関として実務に基づいた指導に対応できるものと考えた。

<NAFIQAD 支部>

事業内容：

中央政府の管理下で、適合証明・認証のための監査及び審査、農産物と一般食品の検査を個人、団体、企業に提供する。

組織構成：

NAFIQAD の傘下で全国 6 か所に支部を持つ。それぞれ、管理課（人事・経理）、品質課（適合証明、製品検査、研修提供）、バイオ検査ラボ（バイオ系検査、研修提供）、ケミカル検査ラボ（ケミカル系検査、研修提供）から構成される。これらを Director/deputy director が統括。

取得認証：

ISO/IEC 17021-1:2015・ISO/IEC TS 17021-3:2017、ISO/IEC 17021-1:2015・ISO/IEC TS 22003:2013、ISO/IEC 17025:2017、ISO/IEC 17065:2012

<NACEFA>

事業内容：

科学技術の研究開発ユニットとして、食品衛生と安全部門の研究、分析、品質検査及

³¹ TÜV SÜD Vietnam 「TÜV SÜD Vietnam and Ho Chi Minh City University of Science agreed on MoU」
<https://www.tuv-sud.vn/vn-en/press-media-centre/newsroom/tuev-sued-vietnam-and-ho-chi-minh-city-university-of-science-agreed-on-mou> (参照 2021-01-25)

³² Food Industries Research Institute (FIRI) 「National food Analysis and Inspection Center (英訳)」
<http://firi.vn/nacefa/> (参照 2021-01-25)

び品質証明の発行（輸出入品含む）、実技研修（栄養価、添加物、金属、毒素、残留農薬、抗生物質、微生物、禁止薬）を実施。また、事業者への HACCP 導入、分析ラボ設立(ISO/IEC 17025:2017 取得)に向けたコンサルティングを行う。

組織所在地・連絡先：

工商省の傘下で、ハノイに所在。Address: 5th Floor, D building, Institute of Food Industry - 301 Nguyen Trai Street, Thanh Xuan Trung Ward, Thanh Xuan District, Hanoi. Phone: 024.38582752、nacefa@firi.vn

取得認証：

ISO/IEC 17025: 2017.

主なパートナー：

Heineken、C.P. Group（タイ国発の複合企業 13 カ国展開）、VISSAN（食品加工全般で高級ブランドの位置づけ）DABACO Group（畜産：試料：加工品の大手）

5. 食品安全マネジメントシステム認証を取得する、日本と関連のある顧客

調査対象機関の顧客の中には、日本への輸出品や、日系企業との事業を展開する企業が多く含まれることが判明した（表 10）。NAFIQAD 支部によると、認証された事業者が生産した食品のうち、日本への輸出、及びベトナム国内の日系企業に卸しているもので最も多いものは、日本にとっての総輸入額の最も多い水産加工品であった。一方で、民間企業での顧客の産品は、茶、飲料、カシューナッツ、野菜と続き、水産は顕著ではなかった。前述のとおり、ベトナムの水産加工事業者には、HACCP の導入が「強制（国家技術基準（QCVN）」され、その他の食品事業者では任意である。任意での食品安全マネジメントシステムの導入や認証を取得する食品事業者は、政府機関ではなく、私企業を選択する傾向があるといえる。

表 10 日本関連の顧客情報

認証機関名	日本へ輸出の有無 (食品例、企業数)	輸出品の カテゴリ	日系企業との取引の有無 (食品例、企業数)
A 社	不明	不明	不明
B 社	有（茶、その他）	CIV	有（茶、1）
C 社	有（非公開）	非公開	不明
D 社	無	-	有（飲料、1（サントリー））。以前は他に、カシューナッツ、野菜、水産食品
E 社	有（魚介類加工食品、3）	CI	有（水産加工食品、3）

認証機関名	日本へ輸出の有無 (食品例、企業数)	輸出品の カテゴリ	日系企業との取引の有無 (食品例、企業数)
F 社	有 (16)	CI, II, III, IV	有 (水産加工品、青果加工品、 混合製品、12)
G 社	有 (5)	CI, II, III, IV	不明
H 社	有 (12)	CI, III, IV	不明

6. JFSM について企業の所見

質問票及びオンライン面談では、各候補企業から、食品安全マネジメントシステムの認証ビジネスの展望、JFS のベトナムでの展開についての所見、認証取得に適すると考える食品について、前向きな考えを得られた。

自国の近年の経済発展に伴う安全性への志向を、各社とも実感しており、それに伴う国内でのニーズや、輸出用加工食品の輸出先からの要求など、各社とも認証ビジネスの将来性に期待が高いことが判明した（表 11）。東南アジア地域内の貿易でも、食品安全マネジメントシステムの認証の取得が大きな付加価値となっていることを全ての企業が挙げていた。新規に JFS-A/B の監査会社となることに関しては、日本への輸出や日本企業とのビジネスを行う食品事業者を中心に、新たな顧客獲得につながるとの意見が多かった。

表 11 食品認証や JFSM についての所見

認証機関	認証ビジネスの将来性 有無と理由	JFS の展開について 所見	JFS に適すると考える 食品
A 社	有。	ビジネスの拡張の見込みあり。	CI、CIV カテゴリ（水産加工品とその混合製品）
B 社	有。消費者の安全志向。	審査活動から、知識を得たい。	インスタント食品
C 社	有。食品安全は社会問題。	特に日本への輸出食品に付加価値が得られる。	思いつかないが、HACCP 顧客は主に冷凍エビ製造業者。
D 社	有。人口増加による、経済成長から、安全、高品質食品へのニーズ上昇。	特に日本への輸出食品にとって、付加価値が高い。	生鮮野菜加工、飲料

認証機関	認証ビジネスの将来性 有無と理由	JFS の展開について 所見	JFS に適すると考える 食品
E 社	有。消費者の食品安全への関心が高まり、認証取得数も増加傾向。越国の食品の貿易額も増加中。輸出先からの要望で、認証取得のケースが上昇傾向。	監査員の知識の更新と、能力向上、企業の評価向上、とビジネス拡大につながる。	青果物、水産物
F 社	有。経済発展に伴い、健康志向が上昇。食の安全性はその基盤。世界各国で国家特有の要求項目、規定が定まる中、認証はスムーズな取引に優位。消費者からの第三者認証への要求も高まっている。	認証業務のみならず、コンサルティングサービスを実施したい。顧客候補への働きかけにより、ニーズを高めた。	Ready-to-Eat Foods (特に水産加工物)
G 社	有。食品安全の問題に関して、消費者の関心が高まっている。	顧客の拡大、他の認証機関との差別化が図れる。	冷凍エビ、冷凍イカ、冷凍タコ、寿司、パンガシウス（淡水魚）
H 社	有。消費者による、認証済食品の選択志向が上昇するため、企業は取得せざるを得なくなる（日本に輸出する場合は特に）。	日本向け水産物の輸出製品の認証を多く担当しているため、優位。顧客にも、プロモーションを行いたい。	冷凍加工エビ（天ぷら、エビフライ、寿司用）、冷凍生エビ、冷凍ノバシエビ、冷凍生/加工タコ、冷凍すし、冷凍パン

オンライン面談では、各社から JFS スキームに関しての不明点などを受け付けた。内容は、以下のとおり大まかに、

- JFS 規格外書
- 監査会社の登録資格
- 顧客拡大に向けた取り組み

の 3 点にまとめられた。

JFS の新規展開に前向きである一方、JFS 規格の導入のために監査会社・認証機関に必要な初期投資の金額は、TCVN との桁の差で JFS が高価である。そのため、TCVN の中心に認証活動を実施しているローカルな認証機関の担当者は、驚きを隠せない様子であった。ただ、GFSI 認証の国際規格の一般的な経費とは大差がないことを確認して

いる。

＜JFSM 規格文書＞

- JFS-A/B であれば TCVN5603: 2008(HACCP)や Codex HACCP、JFS-C であれば TCVN ISO22000: 2007、2018 との規格の違いや、相互認証が可能かどうかを知りたい。
- JFS-C と、ISO22000 との間での要求項目の違いをはっきりと知りたい。
- 日本語版規格文書の改訂はされているので、JFS-A/B の英語版の規格文書も改訂版が公開されるのか。

＜監査会社／認証機関としての登録に向けて＞

- 日本での認証機関数・監査会社数、顧客数を知りたい（※JFSM ウェブページからその時点での最新情報を共有済）。
- 監査員資格を知りたい（※規格書（英語）及び抜粋情報を調査チームより送付済）。
- 監査会社登録の際、JFSM が想定している監査員の基準（経験年数等）、また事業規模（最低の監査員人数）を知りたい。
- JFS-A/B の監査、JFS-C の認証事業の 3 つ全てを一つの企業で担うことは可能なのか。自分の顧客には、事業規模により、JFS-B 及び JFS-C の取得のニーズがあると思われる。できたら両方に対応したい。
- JFSM からの On-site Audit が一回で完了するとは思えない。二回目以降も訪問することはあるのか。または書類のやり取りで完結するのか。この点により、費用が異なってくると思う。また、Maintenance fee について明確な金額を知りたい（2 機関）。
- 規格は随時改定されるものである。研修の費用を知りたい。

＜JFSM スキームの顧客拡大に向けて＞

- HACCP のように、適合証明や認証を証明するマークを製品に貼付することはできないのか（2 機関）。
- JFS-A/B は GFSI に承認された国際認証ではないが、日本に輸出する際に優遇措置等はあるのか（3 機関）。JFS-C の場合も、日本への輸出に、他認証に比した優位性はあるのか。
- 顧客数を伸ばすために、他 GFSI 承認のスキームと比べて、JFS に、どのようなセールスポイントがあるのか。
- ベトナムでの認知を高めるため、まずは JFS のプロモーションが必要だと思う。将来的に JFS 監査会社に登録された際、監査会社にとり、JFSM に支払う登録料がベトナムの物価ではかなり高価になっている。例えば、初期段階では、JFSM への登録費免除、認証を与えた数に応じて割引かれた登録費を JFSM に支払う方法はどうか。

参考：BoA での認証機関登録費用 ³³	
種類	費用（VND （USD 換算※21 年 2 月中旬レート））
申請費	3,500,000 VND (≈152 USD)
年次更新費	5,500,000 VND (≈239 USD)
書類審査費	3,500,000 VND (≈152 USD)
監査費（人日）	3,500,000 VND (≈152 USD)

注：初回の年次更新費は BoA 登録の直後に支払う。監査費（人日）には、監査員の旅費（交通費、日当・宿泊費）及び VAT は含まれない。監査の総人日は事業者規模により算出される。

※なお、TCVN の認証では、顧客（食品事業者）から認証機関に支払う初回費用は 400USD、更新時には 300USD となる（A 社情報）。

- 食品安全マネジメントシステムの情報交換や、新規改定部分についての協議のため、将来的に、ベトナムと日本をつないだコンフェレンスの場を定期的に設けるといいと思う。

³³ BoA 「Regulation on calculation of assessment fee for certification bodies」
http://boa.gov.vn/sites/default/files/arc_01_regulation_on_calculation_of_assessment_fee_for_certification_bodies_02.01.2020.pdf（参照 2021-02-19）

- JFS は日本政府の認証なのか。国が推進しているのか。それは日本が JFS-A/B を将来的に輸入の必須事項にするためか。（※民間認証である点、輸入時の必須事項とはならない旨、説明）。
- 日本では JFS が一番多いのか、それとも ISO22000 か。（※ISO22000 の方が現在は多いことを返答。なお、FSSC22000 の取得企業は少ない点を説明）。
- これまでベトナム国内で JFS 認証を取得したところはあるのか（※パイロット事業者を募集していたが、詳細は不明と回答）。

まとめ

本調査では、ベトナム国内の認証機関は、JFS-A/B の監査会社候補としての可能性のある組織及び監査員管理体制、並びに実務経験を持つことが確認された。これらベトナム認定局（BoA）に登録されるローカルな認証機関では、Codex HACCP と同等の国家規格（TCVN）を中心に認証審査を実施していることが判明した。これは JFS 規格の JFS-A/B 相当であると推測される。これらの認証機関に所属する監査員は、国家認可された機関での研修の受講により、資格を維持している。さらに、認証機関は認定機関である BoA による定期的な評価を受けている。本調査の結果から、次の 5 機関は JFS-A/B の監査企業としての可能性がある団体といえる。一方 NAFIQAD 支部は、研修機関としてのオペレーションが推奨される。

表 12 監査企業の候補機関

No	機関名	分野	審査可能な認証	カテゴリ
1	BVQA Certification CO, LTD (BVQA)	Food manufacturing & Animal feed production and distribution	• TCVN5603: 2008 (HACCP) • CAC/RCP 1-1969 REV.4-2003 (Codex HACCP) • TCVN ISO22000: 2007 • ISO 22000: 2005/2018	CI~CIV DI FI, FII
2	IQC Certification and Inspection Joint Stock Company (IQC)	Food manufacturing and Animal feed production	• TCVN5603: 2008 (HACCP) • CAC/RCP 1-1969 REV.4-2003 (Codex HACCP) • TCVN ISO22000: 2007 • ISO 22000: 2005/2018	CIV DI & DII
3	TQC Center for Testing and Quality Certification (TQC)	Food manufacturing and Animal feed production	• TCVN5603: 2008 (HACCP) • CAC/RCP 1-1969 REV.4-2003 (Codex HACCP) • TCVN ISO22000: 2007 • ISO 22000: 2005/2018	CI~CIV DI & DII
4	Vinacontrol Conformity Evaluation Joint Stock Company (Vinacontrol)	Food manufacturing & Animal feed production	• TCVN5603: 2008 (HACCP) • TCVN ISO22000: 2007 • ISO 22000: 2005/2018	CIII, CIV DI

No	機関名	分野	審査可能な認証	カテゴリ
5	National Agro-Forestry-Fisheries Quality Assurance Department (NAFIQAD) Branches	Food manufacturing	• TCVN5603: 2008 (HACCP) • CAC/RCP 1-1969 REV.4-2003 (Codex HACCP) • TCVN ISO22000: 2007 • ISO 22000: 2005/2018	CI~CIV DI & DII

JFS の普及には JFS 研修機関のベトナム国内での設置が必要である。本調査では調査団は、JFS の研修機関の調査候補として NAFIQAD 支部と National Center for Food Analysis and Assessment (NACEFA)の二つを選定した。双方とも、BoA に検査機関として登録がされており、食品サンプルの分析の品質証明の発行と、HACCP 導入へのコンサルティング事業を実施している。このことから、危害要因への実務に基づく知見があり、研修機関としてふさわしいと考えた。

表 13 研修機関としての調査候補団体の概要

	NAFIQAD	NACEFA
組織と所在地	MARD 傘下の NAFIQAD の支部。全国 6 か所に配置され、管轄省が異なる。	工商省 Food Industries Research Institute の検査機関であり、ハノイにある。
顧客	個人、団体、企業	企業、検査機関。大手企業とパートナーシップを結んでいる。
食品事業者の審査	認証機関として食品事業者を監査・認証している。	特になし。
検査・分析	農産物や、食品のサンプル分析を実施。	輸出目的を含む、品質証明のためのサンプル分析を実施している。
研修/コンサルティング	HACCP 導入の研修と、コンサルティングを実施している。また、生物/化学の分析手法についての研修も実施している。	危害要因のサンプル分析、HACCP 導入の研修、及び検査機関の設立 (ISO/IEC 17025:2017 取得)のコンサルティング実施している。
取得済認証	ISO/IEC 17021-1:2015・ISO/IEC TS 17021-3:2017, ISO/IEC 17021-1:2015・ISO/IEC TS 22003:2013, ISO/IEC 17025:2017, and ISO/IEC 17065:2012	ISO/IEC 17025: 2017.

全認証機関とも、食の安全への消費者の関心の高まりや、食品安全マネジメントシステムの認証のニーズの上昇を感じており、JFSM の監査企業となることで、更なる事業の拡大に意欲的であった。一方、日本への輸出、原材料等で日系企業との取引を行う顧客もいるものの、第三者認証を課していない日本輸入業者・日系企業も多いことが現状である。このため、ベトナム国内の、日本向け食品への認証ビジネスの展開には今後も上

昇が期待できる。

GFSI 承認されたスキームの認証のニーズは、未だベトナム国内では低く、ベトナム国内で活動している外資系企業も、FSSC22000 の審査員は周辺国からの派遣で対応している。この外資系企業の日本支社は JFS-C 認証機関として登録されている。また、BoA に登録されたローカルな認証機関でも、GFSI 承認スキームの認証への対応には、人的資源が不足している。そのため、JFS-C の展開の場合には、まず日本からの人材育成支援が必要と思われる。

世界の大手企業を中心とした GFSI 承認スキームで認証された商品への要求は年々高まっている。この世界の動向に対応して、ベトナムのローカルな認証機関が、将来的に、JFS-C の認証機関としても登録できることになれば、日本や日系企業との取引をする企業にとどまらず、今後 GFSI 承認の認証の取得を目指す全ての企業にとり、JFS の認知を広めることにつながる。

巻末資料

質問票内容

I. 貴社の現在の登録内容について

1. BoA に認証機関として登録されていますか。
2. 登録内容はどの分野でしょうか（HACCP、GMP、FSM）。
3. BoA 以外の認定機関に登録されていますか。

II. 貴社の監査員について

1. 何名の食品安全部門の監査員がいますか（契約ベースの監査員含む）。
2. どのカテゴリの、審査が可能でしょうか（CI~CIV）。
3. 過去5年の間に審査した部門はどれでしょうか（HACCP、GMP、FSM）。
4. 監査員が担当できる認証は以下のうちどれでしょうか（TCVN HACCP、TCVN ISO22000、Codex HACCP、ISO22000、その他）。

III. 貴社の顧客について

1. 認証された食品を、日本に輸出している顧客はいますか。
2. 認証された食品を、日系企業に販売している顧客はいますか。
3. （上記、「はい」の場合）詳細（食品カテゴリ、社数、その他企業情報）は開示できますか。

IV. JFS 規格について

1. 今後食品安全マネジメントシステムの認証の需要はどのようになるでしょうか。
2. JFS 規格の取得は東南アジア地域内のやり取りに有益でしょうか。
3. 貴社が JFS 規格の監査会社/認証機関になると、こういった点でプラスになると思いませんか。
4. JFS（適合証明/認証）の取得を推薦する食品はどれでしょうか。

V. 研修機関について

もしも、JFS 規格の監査会社になった場合、審査員資格の維持のためには、教育訓練歴が必要となります。現在、貴社の審査員が受講している機関等（できれば公的機関）、JFS 規格の研修機関としてふさわしい機関はありますか。

VI. 最後に

JFS 規格の監査会社・認証機関への登録に関して、疑問点やコメントはありますか。

以 上